

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別徴収金の徴収	
	土地改良法第 9 6 条の 4（法第 3 6 条の 3 第 1 項準用）	
所 管 課	農 政 部 農 業 土 木 課	
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 堺市土地改良事業分担金条例および同施行規則 条例第 6 条第 1 項 受益者が、事業の完了後 8 年を経過しない間に、当該土地を農地以外のものに転用（農業用施設の用途に供するための転用を除く。）した場合には、当該事業を施行した地域内の土地の単位面積当たりの事業費に当該転用した土地の面積を乗じて得た額から、当該土地の面積に係る既納の分担金の額を差し引いた額の分担金を追加徴収する。 条例第 6 条第 3 項 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、当該転用に係る土地の面積が規則で定める面積を超えないときその他市長が特別の理由	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第 1 3 条第 2 項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	